

# 小川富也税理士事務所だより

編集発行人  
税理士・行政書士  
**小川 富也**

〒796-0068  
八幡浜市浜之町180番地  
TEL 0894-24-3355  
FAX 0894-24-2882



## 新型コロナウイルス対策 テレワーク導入で助成金

新型コロナウイルス感染症対策として、新たにテレワークを導入し、又は特別休暇の規定を整備した中小企業事業主を支援するため、厚生労働省は、既に昨年に申請の受け付けを終了していた時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）について、特例コースを新たに設け、受け付けを開始した。  
【助成対象】…テレワーク用通

信機器の導入・運用、就業規則・労使協定等の作成・変更等  
【支給額】

・テレワークの特例コース…補助率は2分の1で、1企業当たりの上限額は100万円  
・職場意識改善の特例コース…補助率は4分の3（事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、5分の4）で、上限額は50万円

〔対象期間〕  
令和2年2月17日～5月31日  
詳しくは厚生労働省（テレワークコース、職場意識改善コース）の特例について  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09904.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09904.html)

## 中小企業の人手不足対策 取り組み事例などを紹介

中小企業庁は、働き方改革推進の一環で「中小企業・小規模事業者の人手不足への対応事例」を取りまとめた。

働き方の見直しを含む職場環境の改善による「魅力ある職場づくり」や「ライフステージに応じた働きやすい職場づくり」などに取り組み、生産性向上や従業員への離職防止による人手不足対策を実践している製造業、情報通信業、建設業、専門サービス業などの事例27件を紹介している。

短時間業務の非常勤社員を活用して常勤社員の負担を軽減した事例や、残業時間が短く人に高ポイントを付与して

賞与に反映した事例、年次有給休暇の時間単位取得を実現した事例などを記載している。

## 「ありがとうカード」で表彰 人事考課で評価に加点

建設会社のA社は、「ありがとうカード」で感謝の気持ちを社員に伝える取り組みを導入し、社内コミュニケーションに役立てている。

毎月集計して表彰。受信数・発信数やメッセージ内容により、ノミネートされた社員には褒賞金が授与される。さらに、「ありがとうカード」の受取数、送付数によって人事考課で評価に加点される。カードを通して、組織風土を変えることが目的。これまでは、送った・もらった数で評価していたが、最近は、内容を議論して表彰。「ワークライフバランス的な目線」や「若手からベテラン社員へ」など、会社として推進したいテーマを選考基準に設定し、表彰制度にメッセージ性をもたせて社内周知している。

## 介護保険



介護保険は、加齢に伴って体の機能が衰え、日常生活に支障が生じた人に、介護サービスを提供する社会保険制度として平成12年4月に創設された。自治体（市区町村）が保険者となつて運営し、申請の受付や認定などの手続きも自治体が行っている。40歳以上の人が被保険者（加入者）となつて保険料を納付。介護サービスを受けるためには自治体から要介護認定を受ける必要がある。「要支援1」から「要介護5」まで7段階あり、認められた範囲内でサービスを自由に選ぶことができる。団塊の世代が後期高齢者になる22年度以降、要介護認定を受ける人が一段と増加する見通しで、介護費の抑制や担い手の確保が課題となっている。



# 改正民法が4月施行 債権関連規定の改正

## ―連帯保証人制度や約款など―

契約ルールなどを定めた民法の一部を改正する法律（改正民法）が令和2年4月1日に施行されます。改正民法は、1896年（明治29年）の民法制定以来の大幅改正で、企業や消費者の契約ルールの新設や法定利率、連帯保証人制度など、改正は約200項目にも及びます。そこで今号では、4月施行の改正民法の中から主な項目を取り上げます。

### ■連帯保証人

金融機関が中小企業に融資する際  
に求める、いわゆる「連帯保証」につ  
いて新たなルールが設けられました。  
実際に融資を受けた人が返済でき  
なくなつた場合、取引先や友人関係  
などに基づいて連帯保証人になつて  
いた人が、突然、想定外の借金の返

### ●改正民法の主なポイント●

- ・連帯保証人の意思を公証人が確認
- ・職業別の未払金の時効を原則5年に統一
- ・法定利率を年3%に引き下げ
- ・取引条件を示した「約款」の規定を新設
- ・売主の瑕疵（かし）担保責任の見直し

済を求められ、生活破綻に追い込まれる例が後を絶たないためです。

改正民法では、「連帯保証」をした人が自己破産などに追い込まれる事態を防ぐため、融資を受けた企業の経営者や、議決権の過半数を持つ大株主などである場合を除いて、公証人が直接、「連帯保証」をする意思を確認するよう求めています。

具体的には、公証人役場に出向き、公証人の目の前で、「保証意思宣明公正証書」を作成します。この手続きを経ることなく行った保証契約は無効となります。

### ■職業別の未払金の時効統一

未払い金の支払いについて職業によつて分かれている時効の期間も見直されました。これまでは、旅館の

宿泊料や飲食店の料金のほか、肉体労働を行う人の報酬についての時効は1年でした。一方、弁護士や公証人の報酬、塾や習い事の授業料では2年、医師や薬剤師の報酬などは3年となっていました。こうしたルールは複雑なうえ、不公平だとして、職業別の規定はすべて廃止され、原則として5年に統一されました。

### ■法定利率

利息を支払う約束があるものの特に利率を定めていないときや、損害賠償の金額の算定などを計算する際に用いられる「法定利率」も見直されました。

現在は、年5%ですが、市場の利率が1%を下回っている現状では、不公平感を招くおそれがあるため、改正民法では、年3%に引き下げたうえで、市場の利率と比べて一定の差が出た場合には、3年に1回、見直すとしています。

### ■約款における顧客保護

「約款」とは、企業が不特定多数の契約者に示す契約条件です。インターネットの通信販売や保険の契約など、同じ内容契約を大量に締結するための契約条項を示す文書ですが、現行の民法には規定がありません。小さな文字で細かく書かれていた

り、インターネットの別のページに記されていたりするケースも多く、ほとんど読まれないのが実情で、トラブルの元になると指摘されていました。

このため、改正民法には「約款」に基づいて契約することをあらかじめ表示したり、契約者と合意したりしていれば、内容を理解していなくても有効だと明記する一方、契約者を保護するため、契約者の利益を一方的に侵害する内容は無効とする規定を新たに設けました。

今回の改正により、解約や不良品交換に応じないといった条項はもちろん、高額なキャンセル料、自社に過度に有利な免責規定なども改正法に触れる可能性があります。

### ■瑕疵（かし）担保責任

購入した商品の種類や数が違つていたり、傷があるなど品質に問題があつた場合、売主に求められる「瑕疵担保責任」についても見直しが行われました。

こうしたトラブルの場合、現行の民法で買主は、損害賠償請求や契約の解除を行えますが、今回の改正により、売主に対し、品質を回復するための修理の実施や代金の減額も求めることができるようになります。



# 新型コロナウイルス 中小企業への支援策

## ■資金融資と雇用調整助成金■

今般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、中小企業の経営に影響が出ていることから、国や自治体では売り上げが急激に減った企業を対象に支援策を実施しています。そこで今号では、新型コロナウイルスによって事業活動に影響を受けた中小・小規模事業者等に対する資金融資や雇用調整助成金などを取り上げます。

### ■日本政策金融公庫の特別貸付■

新型コロナウイルスによる影響を受け、売上高が5%以上減少した中小企業・小規模事業者に対し、融資

### 特別貸付

金利当初3年▲0.9%引下げ

#### 【対象要件】

売上高▲5%以上減少

※個人事業主(フリーランスを含み、小規模に限る)については、柔軟に対応

### 特別利子補給制度

特別貸付を利用した事業者を対象に利子補給

#### 【対象要件】

個人事業主(小規模)：要件なし  
小規模(法人)：売上高▲15%減  
中小企業：売上高▲20%減

の別枠を創設。さらに、信用力や担保に依らず一律金利にした上で、3年間を上限に0・9%の金利を引き下げる。据置期間も5年に延長。

■特別利子補給制度(実質的な無利子化)■  
日本政策金融公庫による特別貸付を活用した中小企業・小規模事業者のうち、売上高が減少した者(※)に対し、3年間を上限に利子補給を実施し、実質的に無利子化。

(※)個人事業主(フリーランス含む)は要件なし、小規模は売上高15%減、中小は売上高20%減。  
■信用保証協会によるセーフティネット保証及び危機関連保証■  
新型コロナウイルスによる影響を受け、売上高が減少する中小企業・小規模事業者に対し、セーフティネット保証4号(全国を地域指定、100%保証)及び5号(影響を受けている業種を追加指定、80%保証)による一般保証とは別枠を措置。全国の中小・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種を対象に「危機関連保証」(100%保証)として、売上高が15%以上減少する中小企業・小規模事業者に対してさらなる別枠(2・8億円)を措置。

### ■小規模事業者経営改善資金(マル経融資)の拡充■

小規模事業者に対し、商工会等の経営指導員が指導を行うことにより、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で、基準金利から0・9%の金利引下げを実施(1・21%↓0・31%)。据置期間も、設備資金4年以内、運転資金3年以内に延長。

### ■サプライチェーン毀損への対応■

新型コロナウイルスによる影響を受け、サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資や販路開拓、感染拡大防止に配慮しつつ、生産性向上にも資するテレワークツールの導入等に取り組み中小企業・小規模事業者に対して、設備投資(中小1/2、小規模2/3)、販路開拓(小規模2/3)、ITツール導入(1/2)を補助。

### ■雇用調整助成金の特例措置■

雇用調整助成金は、さまざまな事由により、従業員を休業させなければ雇用が維持できない場合の支援制度です。

今回、新型コロナウイルスの影響で中国からの観光客などが特に減っており、経済への影響も大きいことから、支給要件を緩和し、最近1カ月の販売量・売上高が前年同月に比べ10%以上減少していることなどが要件となりました。また、対象事業主の範囲を拡大しました。拡大後の対象事業主の範囲は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主です。これにより、日本人観光客の減少の影響を受ける観光関連産業や、部品の調達・供給等の停滞の影響を受ける製造業なども幅広く特例措置の対象となります。

休業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用されます。

#### 【助成率】

大企業・1/2 中小企業・2/3

#### 【助成上限金】

1人1日当たり…8335円

教育訓練を実施したときの加算額：1人1日当たり1200円

#### 【支給限度日数】

1年間で100日(3年間で150日)

改正概要

- 適用期限を2年間延長（令和3年度末まで）
- 適用対象から、連結納税制度適用事業者及び従業員500人超の法人を除外

中小企業者等のみ

全ての企業

| 取得価額   | 償却方法                           |
|--------|--------------------------------|
| 30万円未満 | 全額損金算入<br>(即時償却)<br>※合計300万円まで |
| 20万円未満 | 3年間で均等償却(注)<br>(残存価額なし)        |
| 10万円未満 | 全額損金算入<br>(即時償却)               |

(注) 20万円未満の減価償却資産であれば、3年間で毎年1/3ずつ損金算入することが可能。

本則



◆令和2年度税制改正大綱◆  
少額減価償却資産の特例の延長等  
従業員数要件500人以下に

令和2年度税制改正については、今号を手にとられておられる頃には国会で成立間近、または成立した直後かと思われれます。

令和2年度税制改正大綱によると、今年の3月31日に適用期限を迎える「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」については、適用対象者を見直した上で、その適用期限が2年延長（令和4年3月31日まで）されることとなりました。

**適用対象者の見直し**

周知のとおり、同特例は、青色申告法人である中小企業者または農業協同組合等が、取得価額30万円未満である減価償却資産を取得して事業の用に供した場合に、年間で合計300万円までを限度に、全額損金算入（即時償却）することができる特例措置です。

ただし、今回の改正により、適用対象から連結納税制度適用事業者が除外されるほか、対象法人要件の一つである常時使用する従業員数の要件が500人以下（従前…1000人以下）に引き下げられることとなりました。

4月の税務と労務

一 税 務

- ★ 給与支払報告に係る給与所得者異動届出  
4月1日現在で給与の支払を受けなくなった者がいるときは4月15日までに関係の市町村長に要届出
- ★ 公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告  
申告期限…4月30日（道府県及び市町村）
- ★ 軽自動車税の納付  
(1)賦課期日…4月1日  
(2)納期限…4月中において市町村の条例で定める日
- ★ 固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付  
納期限…4月中において市町村の条例で定める日
- ★ 3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  
納期限…4月10日
- ★ 2月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）  
申告期限…4月30日
- ★ 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）  
申告期限…4月30日
- ★ 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）  
申告期限…4月30日
- ★ 8月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）  
申告期限…4月30日
- ★ 消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）  
申告期限…4月30日
- ★ 消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（12月決算法人は2か月分）（消費税・地方消費税）  
申告期限…4月30日
- ★ 固定資産課税台帳の総覧期間  
4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間
- ★ 固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出の期間  
市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日までの期間等

一 労 務

- ★ 健保・厚保の保険料の納付 納期限…4月30日

新型コロナウイルスの感染拡大による日本経済への影響が深刻化している一方、新型コロナウイルスへの危機対応をきっかけに、新しい働き方へ移行する動きが加速しています。▼企業はもとも残業時間の削減や人手不足への対応などから働き方改革の推進を求められていたが、既存の仕組みをなかなか変えられない企業も多いのが現実です。今回の想定外の感染拡大は、その前倒しを強く迫った

危機対応と業務改革

新型コロナウイルスの感染拡大による日本経済への影響が深刻化している一方、新型コロナウイルスへの危機対応をきっかけに、新しい働き方へ移行する動きが加速しています。▼企業はもとも残業時間の削減や人手不足への対応などから働き方改革の推進を求められていたが、既存の仕組みをなかなか変えられない企業も多いのが現実です。今回の想定外の感染拡大は、その前倒しを強く迫った

形です。▼実際にテレワークや時差出勤が広がった結果、無駄な会議が減ったり、残業時間の削減に繋がるなど、結果として業務の効率化が進んだ企業もあります。その効果を実感している企業は、感染収束後も同様の取り組みを継続するとみられます。▼足元の企業業績には大きな打撃となる感染拡大ですが、その一方では「コロナ後」を見据えた働き方の変革が始まっているのかもしれない。